



環境省所管独立行政法人の業務実績評価基準（抜粋）

令和8年7月14日
大臣官房総合政策課環境研究技術室



環境省所管独立行政法人の業務実績評価基準

2026.7
大臣官房総政課
環境研究技術室



《S・A評価の参考》

独立行政法人環境再生保全機構の規定を準用する
「中期目標」を「中長期目標」と、「中期計画」を「中長期計画」と読み替える

●事務及び事業●

i 評価区分(抜粋)

S: 法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A: 法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)

・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評価に当てはめることも可能とする。

S: -

A: 難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている

B: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)

C: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)

D: 目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

ii 項目別評価の留意事項(抜粋)

イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評価を一段引き上げることについて考慮する。(略)

ウ 最上級の評価「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評価にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。(略)

iii 総合評価の留意事項(抜粋)

ア 目標策定の際に、重要度の高い業務とされた項目については、総合評価において十分に考慮するものとする。

環境省所管独立行政法人の業務実績評価基準

2026.7
大臣官房総政課
環境研究技術室



《S・A評定の参考》

●研究開発に係る事務及び事業●

i 評定区分(抜粋)

S:法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A:法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

ii 項目別評定の留意事項(抜粋)

イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段引き上げることとを考慮する。(略)

オ 評定区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、以下について想定される。

- ・「成果・取組の科学的意義(独創性・革新性・先導性・発展性等)」に関する評価軸
(例)「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、
「世界最高の水準の達成」など
- ・「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸
(例)「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など
- ・「社会的価値(安全・安心な社会等)の創出への貢献」に関する評価軸
(例)「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
- ・「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸
(例)「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、(略) など
- ・A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献

ク 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。

iii 総合評定の留意事項(抜粋)

キ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。

